

下野市情報公開・個人情報保護審査会 議事録（公表用）

審議会等名 令和3年度 第6回下野市情報公開・個人情報保護審査会  
日 時 令和3年9月21日（火） 午後5時54分から午後6時51分まで  
会 場 下野市役所 2階 庁議室  
出席者 太田委員、小堀委員、渡邊委員、津野田委員、鈴木委員  
市側出席者（事務局）総務人事課：倉井課長、平野課長補佐、興主査、菊地主事  
（実施機関）なし  
審査請求人 なし  
公開・非公開の別（ 公開 ）  
傍聴者 なし  
報道機関 なし  
議事録（概要）作成年月日 令和3年9月22日

【協議事項等】

1 開 会（倉井課長）

- ・ 下野市情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第2項の規定に基づき、委員の過半数の出席があり必要な定足数を満たしていることを確認した。
- ・ 本日の議題について概略を説明した。

2 委員長あいさつ

- ・ みなさんご苦勞様です。先週金曜日に事務局から相談を受けた結果、緊急の事案につき審査会を開催するよう進言し、急遽招集いたしました。皆様のご協力をお願いいたします。

3 議 題

(1) 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る個人情報の収集等について

ア 事務局より、資料に基づき概要及び審査会の意見を聴く根拠規定を説明した。

**委員長** 要配慮個人情報とは、市条例第2条第4号の規定により、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。」と定めてあります。いわゆる、新型コロナ感染症に感染して現在療養している患者さんの情報は、条例上の要配慮個人情報に当たります。

生活支援の事務は、本来、感染症法上、県知事の事務ですが、市が希望する場合は、県が市にお願いする。というものです。

災害対応の事務は、浸水被害が生じた場合に避難所を設置するのは市の事務ですが、感染者が避難するに当たり、感染拡大を防ぐため適切な対応をしなければなりません。

これらの場合に、市が、「誰が自宅療養者か把握しなければならない。」したがって、県が情報を提供するにあたり、市に体制を整備するよう求めた。とい

うものです。

市条例は、第8条第2項に「実施機関は、要配慮個人情報収集してはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき、又は下野市情報公開・個人情報保護審査会（以下第49条第1項を除き「審査会」という。）の意見を聴いた上で、取扱目的を達成するために必要であると実施機関が認めるときは、この限りでない。」と規定しており、意見を聴いた上で実施機関が必要と認めるときは、収集できるということです。

審査会に先立ち、事務局から「県条例第7条第2項第7号に基づいて個人情報は提供されるのだから、県条例を法令又は条例の規定に基づくときと考えることはできるか」との意見照会を受けました。

しかしながら、これはあくまで県が情報を提供する規定であり、この規定をもって法令又は条例の規定に基づくときとはいえ、審査会の意見を聴く必要があるとお答えしました。

なぜ、該当しないのかというと、感染症対策に関して、自宅療養者に対して県が行うべきこととして、感染症法第44条の3第4項の規定により、新型コロナ陽性者に対し一定期間自宅待機等の協力を求めて、必要に応じて食事の提供、日用品の支給その他必要なサービスの提供等に努める義務があり、これは県知事の事務を定めています。ただし、県知事は協力を求めるときは、必要に応じて市長と連携するよう努めることが定められており、県は「場合によっては生活支援等の覚書を締結した上で患者さんの情報を提供します。」とっています。

しかしながら、これは、あくまで県が情報提供できるとするものであり、市が情報を収集する根拠にならないため、審査会の意見を聴く必要があります。

また、災害対策基本法において、災害が発生して、人の生命等が危険にさらされる場合には、市が避難所を設置しなければなりません。ただし、この場合に感染症対策として、自宅療養者を別に扱えるかについては、感染症法には規定はありません。市では、避難者の名簿は準備できても、それ以上の対策はできない。災害時に、自宅療養者が避難所に来ることで感染症が拡大するおそれがあるため、自宅療養者の名簿が必要ですが、同様に、市が情報を収集する根拠がないため、個人情報を収集するにあたっては、審査会の意見を聴く必要がある、と言えるでしょう。

ここまでで、何か意見等あるでしょうか。

**委員** 特にありません。

**委員長** 今回の議論の要点としては、市条例第8条第2項の要配慮個人情報の収集について、同条第3項の本人以外からの収集について検討が必要で、また第3項のうち第4号の人の生命等の保護、第7号の国の機関等からの収集、第8号の前各号に掲げる場合のほかに該当する可能性が考えられます。

ご意見を伺います。

**委員** 市が情報を収集することについて、特に異論ありません。

**委員** 同様です。

**委員** 市の災害対応及び生活支援の事務に必要な情報と認められるため、賛成です。

委員 賛成です。

委員長 市は、実際に、生活支援の情報提供を申し出るのですか。

事務局 申し出る予定です。

委員長 そうであれば、生活支援の場合は、自宅療養者の生命、身体、財産等の保護のため緊急かつやむを得ないといえるでしょうか。

委員 はい。

委員長 また、災害時の場合は、避難所に来る他の方の生命、身体、財産の保護のため緊急かつやむを得ないといえるでしょうか。

委員 はい。

委員長 情報提供に当たっては、県と市の間で覚書を締結するとしています。そうであれば、事務の執行上やむを得ないと認められ、また適切な利用により、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるといえるでしょうか。

委員 はい。

委員長 取扱目的は、災害時対応及び自宅療養者の生活支援です。そのために情報を収集する事務事業ということでしょうか。

委員 はい。

委員長 第8条第2項に関し、要配慮個人情報ではあるが、取扱目的を達成するため収集が必要であると認め、第8条第3項に関し、4、7、8号に該当し、本人以外からの収集も適切であると意見を述べることにします。

さらに、これについて、審査会から当該個人情報を収集、保管するにあたって注意すべき点はあるでしょうか。

委員 県が、情報を市に提供することを本人に知らせないままであると、本人は「なぜ市が情報を知っているのか」と思わないだろうか。

委員 市が連絡した際に本人に問われれば、市が生活支援をするにあたり県から情報提供を受けた旨を説明することになると思いますが、それ以上に広報が必要でしょうか。

事務局 市が、この情報を一般的に広報等で知らせるのは如何かと。

委員 市に、自宅療養者の情報公開や提供を求められるおそれがある。

委員 県が事前に本人に説明すれば良いのではないのか。

委員 新聞で「県が自宅療養者の情報を市町に提供する」報道がされていたので、新聞を読んでいる人であれば認識していますよね。

委員 ただし、一般的に「県と市が自宅療養者の情報提供を受ける覚書を締結した」旨の広報はしても良いのではないかと思います。

委員長 実施機関がどうするかは任せるとして、ホームページ等で広報した方が適切であるとの意見を、審査会の意見としてよろしいですか。

委員 はい。

委員 回復した方の情報の取扱が不明ですが。

委員 県から市に提供されるのでは。

委員長 回復した方の情報は目的を達成した情報であり、適切に管理又は廃棄すべき情報になります。しかし、県は提供をしたままにするでしょう。そうすると、長期間経過したにも関わらず過去の情報に基づき、本人が不利益を被る可能性

がある。

そのため、適切に利用する必要があり、常に最新の情報に更新し、正確性を担保する必要性及び廃棄の問題がある。差別の元となる情報をいつまでも保管するののかといった。

**事務局** 生活支援については、現在県と協議中です。災害対策については、災害発生の都度収集し、目的を達成したら廃棄することとしています。

**委員長** 審査会の意見としては、利用目的に従った適正な利用をすること。また、利用目的を達したときの情報の処分等について十分に留意をすること。といった趣旨になるでしょうか。

**委員** はい。

**委員** 生活支援の事務は、職員が行うのですか。

**事務局** 現段階では、原則、職員が対応する予定です。数が増えたときは変わると思われます。

**委員長** 他に議論すべき点はありますか。

**委員** 審査会の意見を聴いた後の手続きは、どのようになるのでしょうか。

**委員長** 市条例に審査会の意見を聴く手続規定があるため、意見を聴いたものであり、最終的には実施機関が決めるものです。実施する方向だとは思いますが。

**事務局** 議論いただいた内容について、審査会の意見として市長に報告します。そのうえで、実施機関としてどう判断するかになります。

**委員長** 審査会の意見としては、(1)県から情報提供を受けることになったことをホームページ等で広報すべきではないか。(2)回復した人の情報の管理について十分留意すること。(3)非常に機微な情報であり、利用に当たってはくれぐれも適正な利用をすること。として整理させていただきますがよろしいですか。

**委員** はい。

**事務局** 以上の点をご意見として承ります。

#### (4) その他